

Tax

Issue P278/2018 – 2018年9月17日
日本語翻訳版

Tax Analysis

BEPS 後における中国での研究開発活動及び移転価格に関するアレンジについて

Authors:

Shanghai

James Zhao

Partner

Tel: +86 21 6141 1198

Email: jzhao@deloitte.com.cn

Victor Zhang

Director

Tel: +86 21 6141 1429

Email: viczhang@deloitte.com.cn

英語原文は *The Bureau of National Affairs, Inc.* より 2018 年 5 月 24 日刊行の *Tax Management Transfer Pricing Report* に掲載されている。

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) 後の近年において、事業の動向に対応しながら税制優遇政策を享受し、かつ所属する企業グループのグローバル移転価格方針に従いながら中国における研究開発活動と知的財産権の帰属をどのようにアレンジするべきかは、中国で事業を展開する多国籍企業にとって、益々重要な課題になってきていると言える。

研究開発活動と知的財産権の帰属は、国際財務及び税務の分野において注目を集める重要な論点である。BEPS 後の近年において、研究開発活動のアレンジ及び関連する知的財産権の帰属は、税務当局の移転価格調査における重点的な対象項目となっており、知的財産権のバリューチェーンにおける開発、改良、維持、保護、活用機能 (英語の頭文字で「DEMPE 機能」と略称) への寄与度は、税務当局が注目する観点の一つである。管理監督を強化する一方で、多くの国・地域は多国籍企業の技術革新を奨励するため、研究開発に関する種々の税制優遇政策を提供している。

国内生産能力の向上に伴う研究開発の需要増、及び現地での研究開発・革新活動を奨励する政府の方針の影響により、中国の研究開発に関する環境は変化しつつある。この変化により、多国籍企業の中国での研究開発に係る移転価格アレンジは、より複雑なものになると考えられる。

本 Tax Analysis では、研究開発に関する中国の税制優遇政策、移転価格税制及び最近の研究開発活動の発展の状況について解説の上、多国籍企業による現地での研究開発活動及び知的財産権の帰属に関して、実行可能性のあるアレンジの分析を試みる。本 Tax Analysis は、グローバルと中国の観点から見た、研究開発活動と知的財産権の帰属

のアレンジに関して、多国籍企業に対し枠組みの設計に係る参考情報を提供するものである。

For more information, please contact:

研究開発に関する税制優遇政策及び移転価格税制

中国政府はイノベーション及び国家戦略「中国製造 2025」を非常に重視しており、現地での研究開発活動を奨励するために、種々の税制優遇政策を公布している。主として下記の通りである。

Transfer Pricing Services
National Leader
Beijing

Lian Tang He
Partner
Tel: +86 10 8520 7666
Email: lthe@deloitte.com.cn

Northern China
Beijing

Xiaoli Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Email: xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China
Shanghai

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China
Shenzhen

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Email: vicli@deloitte.com.cn

Western China
Chongqing

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

- **ハイテク企業**：資格申請要件の一つとして、企業は主要製品（サービス）に関して、技術面で重要な役割を有する知的財産権を保有しなければならない。ハイテク企業資格を取得した企業は、15%の企業所得税の優遇税率の適用を受けることができる。
- **技術先進型サービス企業**：対象企業は国が定めた技術先進型サービス業務に従事しなければならない。また、オフショアサービスアウトソーシング業務に従事し、取得した収入が当年度の収入総額の35%を下回ってはならない。技術先進型サービス企業の資格を取得した企業は、15%の企業所得税の優遇税率の適用を受けることができる。
- **研究開発費用の追加控除**：条件に合致する研究開発費用について、規定に従い、実際の発生額に加えて、その50%を追加控除することができる。研究開発費用が無形資産を構成する場合には、その無形資産の取得価額の150%を償却（損金算入）することができる¹。
- 加えて、中国政府は特定の業種（例：ソフトウェア・集積回路等）に従事する企業を対象に、税制優遇政策を公布している。

移転価格税制に関して、中国税務当局は2016年と2017年に改正を行い、経済協力開発機構（OECD）によるBEPSプロジェクトの行動8~10及び行動13に係る最新の結果を全面的に導入した。主な改正内容は関連者間取引の申告と同期資料（国家税務総局公告2016年第42号）、移転価格事前確認制度（国家税務総局公告2016年第64号）、特別納税調査調整及び相互協議手続（国家税務総局公告2017年第6号）に関する規定である。

特に無形資産について、中国税務当局はOECDの観点を考慮し、無形資産に関する収益はDEMPE機能を担う企業に帰属すべきであると考え、一方、現地における活用も知的財産権に関する重要な機能の一つであり、重点的に考察すべき要素であるとのスタンスを採っている。「国連による発展途上国のための移転価格マニュアル」において、中国国家税務総局（SAT）は、多国籍企業の無形資産に係る地域性特殊要因と現地企業の貢献を、改めて強調した。2017版マニュアルの国別実務の章（パラグラフD.2.4.5.3を参照）において、SATは海外から受けた技術許諾に対してロイヤリティが長期間支払われる例を挙げ、その技術許諾の価値は減価する可能性があるため、減価の状況に応じて、ロイヤリティ料率も調整すべきであると指摘している。また、SATは現地企業がその他のグループ内企業と共同で無形資産を開発した場合、その無形資産について、利益の配分に参加する権利を有すべきであると指摘した。

中国における研究開発活動

これまで、多国籍企業は、中国における研究開発活動を委託研究開発の形式で展開し、その活動から生まれる知的財産の法的所有権と経済的所有権は全て国外企業に帰属させるアレンジが一般的であった。その原因の一端として、中国で展開する研究開発活動の大半は重要性が比較的低く、かつ国外企業による厳

¹ 科学技術型中小企業向けの追加控除比率は、既に50%から75%に上げられている。2018年7月に開かれた国務院常務会議で、追加控除比率75%の適用対象を、全ての企業に拡大することが決定された。

しい指導と監督の下で行われるものが多かった。しかしながら、近年行われた企業・業界調査によると、多国籍企業の中国における研究開発活動はバラエティに富むようになり、一部の事例において、単純な委託研究開発の範疇を超えるような研究開発活動が現地で行われる様になっている事例も見受けられる。

また近年、多国籍企業はグローバルにおける研究開発機能を一箇所に集中せず分散させることで、現地市場の需要に対応しようとする様なアレンジも増えてきている。具体的には、各地域（例：中国）の研究開発チームは「多国籍企業本社からの指示に依存する」従来の方法とは異なり、プロジェクトの発足や意思決定について、一定の裁量権を持つようになっている。将来、中国の研究開発チームはその他の地域又はグループ本社の研究開発チームとアイデアの交換を行い、互いの成長を促進するようなケースが増えることも想定される。その場合、多国籍企業は DEMPE 機能を 1 つの法的主体に集約させることは難しく、また、中国の研究開発チームの成果が、グループ内のその他の関連者に利益をもたらす可能性もある。

多くの多国籍企業は明確な移転価格方針を構築するため、知的財産権の帰属について、一般的に集中型の枠組み設計を好んでいるが、事業上、現地において従来よりも大きな自主研究開発機能が求められる場合、グループ内の財務・税務部門からの要望で研究開発部門の業務プロセスに大きな変更が加えられるのは現実的とは言えない。従って多国籍企業は、研究開発活動について実行可能性のある別のアレンジを模索し、グループ全体の知的財産権に係る方針と移転価格方針、現地研究開発活動に対するインセンティブに係る方針と実際の業務需要との間で、バランスを取る必要がある。以下では、「実行可能性のあるアレンジ」について、考察する。

研究開発及び知的財産権の帰属に関する実行可能性のある枠組みの設計

オプション 1：委託研究開発及び技術許諾

一般的なアレンジとして、中国の研究開発チームが知的財産権を保有する国外企業と研究開発契約を締結することで委託研究開発サービスを提供し、発生するコストに利益率をマークアップした価格で、国外企業にサービス費を請求する。知的財産権を保有する国外企業はグループ事業の運営会社（中国企業を含む）に知的財産の使用許諾を供与し、対価としてロイヤリティなどを請求する。

知的財産権を集中管理するモデルではごく一般的なアレンジであるが、BEPS 後において一部の多国籍企業は、このアレンジが長期的に持続可能であるかについて、疑念を有しているようである。特に現地企業が重要な研究開発機能を担い、かつ無形資産の価値創出に実質的に寄与している場合において、このアレンジでは大きな移転価格リスクが発生する。中国税務当局は、多国籍企業の移転価格方針の合理性を評価する際、特に多国籍企業全体のバリューチェーン及び研究開発アレンジに注目している。調査を通じ、現地企業が知的財産権に関わる重要な機能を担うと判明した場合、中国税務当局は、現地企業こそ現地で開発された知的財産の経済的所有者であるものとして、委託研究開発の契約内容と実際の状況は合致しないと判断するかもしれない。潜在的な移転価格リスクをもたらす可能性がある。

従って、国外企業が実質的な DEMPE 機能を担い、かつ中国の研究開発プロジェクトに関連するリスクを負う場合に限り、前述の委託研究開発アレンジは依然として実施可能性及び持続可能性を有するものと考えられる。また、多国籍企業が委託研究開発の価格設定ポリシーを策定し、関連するベンチマーク分析を行う際には、地域性特殊要因（例：中国税務当局が注目しているコストセービング等）による影響も、考慮すべきである。

なお特筆すべき点として、上述の委託研究開発アレンジの下では、現地企業は現地で開発された知的財産の所有権を有しないため、中国におけるハイテク企業認定の要件を充足しない。但しサービス型企业であれば、要件を満たした場合、技術先進型サービス企業の資格認定を受け、税制優遇政策の適用を受ける事ができる。

一定の状況下において、多国籍企業が中国で DEMPE 機能を担い、かつ知的財産の開発に実質的な貢献をする一方で、知的財産権のグローバル集中管理モデルの運用を志向する場合には、現地で開発された知的財産の価値を評価した上で、グループ内の国外企業に譲渡する方法が考えられる。その場合、委託研究開発アレンジと同様に、中国現地企業がハイテク企業の申請要件を満たすことは難しい。

オプション 2：所有権の一部現地保有（クロスライセンス）

研究開発活動に従事する多国籍企業の中国子会社が、ハイテク企業認定管理弁法において定められた要件を満たす場合には、ハイテク企業資格認定を受け、税制優遇政策を享受する事ができる。留意点として、現行のハイテク企業認定管理弁法の規定により、中国企業は「その主要製品（サービス）に関して重要な効果を発揮する知的財産権」の保有が求められる（詳細については、国科発火[2016] 32 号を参照）。もし多国籍企業が上述の「重要な効果を発揮する知的財産権」を国外で集中管理するモデルの運用を志向する場合、ハイテク企業認定管理弁法の規定により、中国子会社はハイテク企業資格の認定を受ける事ができない可能性がある。

移転価格税制の観点から見れば、多国籍企業の中国子会社は通常、グループの重要な知的財産権を保有しないため、グループ全体の

サプライチェーンにおいて基礎的な機能を担う者と位置づけられ、基礎利益のみを獲得する。ハイテク企業認定管理弁法における「重要な効果を発揮する知的財産権の保有」に関する要件とグループの移転価格方針の両方に対応するため、一部の多国籍企業は、グループの知的財産権を下記のように階層分けし整理している。

- 階層 1：基礎技術。通常、グループの知的財産権保有者によって集中管理されている。
- 階層 2：階層 1 の知的財産に基づき開発した応用型の知的財産。その知的財産権は現地会社へ帰属可能。

その上で、多国籍企業の中国子会社に階層 2 の知的財産権を付与すれば、階層 1 の知的財産権を保有しなくても、審査を通過し、ハイテク企業資格認定を受ける可能性がある。一方、移転価格の観点から見て、階層 2 の知的財産権の生む経済的利益は階層 1 の知的財産権を大きく下回ることが、現地企業が基礎利益のみを獲得するアレンジの根拠となっている。その場合、現地企業は階層 1 の知的財産権の使用許諾を受ける対価として、国外にロイヤリティを支払う必要が生じる可能性がある。

事実として証明できれば、上述のアレンジは、ハイテク企業向け税制優遇措置を享受すると同時に、グループによる知的財産権の集中管理モデルと移転価格方針の両方に対応できる方法となる可能性がある。但し留意点として、実務上、中国の税務当局は、ハイテク企業資格を持つ中国企業及び所属する多国籍企業グループの移転価格方針に注目しており、移転価格調査を実施した場合、通常、ハイテク企業には基礎利益以上の利益水準を要求する。従って、関係する中国現地企業は十分なサポート資料を準備し、その利益水準の合理性を証明する必要がある。

また、事業のグローバル化をふまえ、多国籍企業は研究開発成果が課税管轄区域を超えて影響を及ぼす可能性について、留意する必要がある。例えば、A 国企業のある研究開発成果が B 国企業の業務に応用される可能性があり、その逆も想定される。つまり、中国現地企業は自身の保有する知的財産権に関する使用許諾をグループ内の国外関連者に付与する一方で、国外関連者の研究開発で生まれた知的財産権に関する使用許諾を受ける可能性があり、その場合、グループ内における知的財産権のクロスライセンスが発生する。その結果、各関連会社の間で知的財産権に関する複雑なクロスライセンス契約を締結する必要が生じる可能性があり、それに伴う源泉所得税及び流通税に係る影響についても、考慮しなければならない。ハイテク企業資格認定を受けることで、現地における知的財産権の保有を示唆し、グループ全体の移転価格方針の複雑化に繋がる可能性があるため、現地で研究開発活動を行っているに関わらず、ハイテク企業向けの税制優遇措置の適用については、積極的な態度を示さない多国籍企業も少なくないと思われる。

オプション 3：費用分担契約（Cost Sharing Arrangement、「CSA」）

中国国家税務総局は 2009 年に「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発[2009]2 号）を公布し、コストシェアリングに関して詳細に規定した。OECD による BEPS 行動の成果に基づく更新はまだ行われていないが、この論点に対する税務当局の基本的な考え方については、最近公布されたその他の移転価格規定を参照することにより、考察できる。

OECD、米国及び中国の費用分担契約に関する規定の主要点は、下表の通りである。

	OECD による多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（2017）	米国内国歳入法（2011 注 1）	中華人民共和国企業所得税法（2009 注 2、及び近年の改正内容）
適用範囲	知的財産権、有形資産およびサービスの開発、生産または取得（ガイドラインは主として無形資産について規定している）	知的財産権の開発	知的財産権の開発及びグループ内のサービス（グループ集中調達とグループ集中マーケティングを含む）
当事者間における知的財産権の収益配分	主として DEMPE 機能を担い、リスクを管理・コントロールする当事者に帰属する	知的財産権に関する機能について、具体的なガイダンスはない	OCED 移転価格ガイドラインの規定と類似する
当事者の寄与度に対する評価の基準	寄与価値に準拠 限定的な状況にのみ、寄与コストに準拠	寄与コストに準拠	OCED 移転価格ガイドラインの規定と類似する。バリューチェーンにおける地域性特殊要因の貢献に注目することが予想される

注 1：2011 年における公布された費用分担契約の関連法規に依拠する

注 2：2009 年に公布された「特別納税調整実施弁法（試行）」に依拠する

費用分担契約の採用を検討するグループにおいて、現地で開発された知的財産は、中国企業と国外関連者が費用分担契約を締結することでその所有権を共同保有とし、基礎的な知的財産についてはグループに帰属するようなアレンジを採る可能性が高い。費用分担契約に参加する当事者は予測収益に基づき、知的財産権の開発コストを分担する。例えば、知的財産権の中国事業における独占的使用権と受益権は中国企業に帰属し、国外事業における使用権と受益権は国外の関連会社に帰属する。

費用分担契約を用いた枠組みの設計では、基礎的な知的財産権のグループ集中管理を実現する一方で、中国企業が基礎的な知的財産権に基づき費用を分担した部分の現地研究開発活動を展開できるため、多国籍企業の研究開発アレンジにある程度の柔軟性を持たせることができる。また、中国企業と国外関連者は予測収益に基づき、自身の分担する研究開発コストを定期的に（例：年一回）調整できるため、複雑なクロスライセンスアレンジを避けることもできる。

但し、米国等とは異なり、中国は費用分担契約に関する詳細なガイダンスを公布していないため、実務では大きな不確実性が存在し、関連する流通税、源泉所得税及び租税条約対応などの税務論点については、引き続き明確化及び規範化が期待される。企業は費用分担契約の締結について税務当局に事前承認を得る必要はないが、費用分担契約書などを含む、資料の提出が要求される。また、費用分担契約を締結又は実施した企業は移転価格の関連規定に従い、毎年、費用分担契約に関する特殊事項文書を作成し、将来の税務調査に備える必要がある。

確実性の向上を図るため、多国籍企業は事前確認協議（APA）の申請を検討できるが、経営層はAPAの申請を行う前に、その他多くの要素について考慮する必要があると考えられる。

上述の通り、委託研究開発と知的財産権の帰属に関するアレンジを検討する際、費用分担契約は多国籍企業の要望に対応できる選択肢の一つと考えられる。費用分担契約に基づく移転価格方針は、税務当局に注目される可能性が高いため、合理的な経済分析を必要とするが、中国企業は現地で開発した知的財産の共同保有を通じて、研究開発関連の奨励政策（例：ハイテク企業向け税制優遇措置）の適用を受けることができる可能性がある。

結論

BEPS 後においては、多国籍企業のグローバル知的財産権ストラクチャー及び研究開発活動に対する調査の強化が予想される。中国税務当局は知的財産権に関する移転価格問題を非常に重要視しており、国家税務総局公告 2016 年第 42 号、2016 年第 64 号、2017 年第 6 号などに BEPS 勧告を取り入れている。また、中国政府はイノベーションを奨励するために様々なインセンティブ措置を打ち出しており、知的製造を目指す国家戦略「中国製造 2025」を打ち立てている。この状況を受け、中国の研究開発環境は大きく変化している。

特定の業界等において、多国籍企業による中国現地での研究開発活動が活発化している。これは知的財産権の帰属に関するアレンジにつき、多国籍企業に新たな課題をもたらしている。特に、一般的に採用されている委託研究開発アレンジを用いた知的財産権の集中管理モデルでは、研究開発インセンティブ措置の適用上は、容易ではない事が想定される。中国税務当局は、BEPS 勧告の採用や移転価格税制の改正を行っており、加えて、現地企業の DEMPE 機能への寄与度を評価し、その結果に基づく知的財産権に帰属する利益の配分に参加するよう、現地企業に対して要求している。更に中国では、事業上の要請に対応するための、現地研究開発活動が増えてきていると言える。

多国籍企業が、中国における研究開発活動と知的所有権の帰属につきアレンジする際に利用できる選択肢に関して、前述の通り分析を試みた。様々なシナリオが存在し、状況に合わせて各社の目標が設定されている以上、全ての多国籍企業に対して適した選択肢は存在しないが、費用分担契約は、特定のシナリオにおいて、研究開発インセンティブ政策を享受しながら前述の課題に対応できるため、企業の経営層にとって優れた選択肢の一つであると思われる。費用分担契約に関する中国の現行規定は、依然として明確ではないが、将来において、中国税務当局が費用分担契約アレンジに対してよりオープンになり、費用分担契約に関する管理要求を緩和することが期待される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact :

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188 / 8008
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 411 8371 2888
Fax: +86 411 8360 3297
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Maria Liang

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Bill Bai

Partner
Tel: +86 22 2320 6699
Fax: +86 22 8312 6099
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Wuhan

Gary Zhong

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung / Charles Wu

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Southern China (Hong Kong)

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanyluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 244,400 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.